

今年度は幼児教育無償化制度が  
10月から実施されるため、  
4月分から9月分までの保育料が  
補助の対象となります。

## 保護者の皆様へ

行橋市福祉部子ども支援課子ども未来係

行橋市では、私立幼稚園に就園しているお子様をお持ちの保護者の方の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、保育料等の一部を助成する「幼稚園就園奨励費補助事業」を実施しています。

この「幼稚園就園奨励費補助事業」は、幼稚園に対して減免額を交付し、幼稚園から保護者に減免補助を行いますので、申請書（調書）の提出等の手続きは各幼稚園で受け付けます。本制度は、文部科学省から経費の一部が助成されているものです。

### (1) 補助対象者

行橋市に住所を有し、幼稚園に在園している満3歳児（3歳の誕生月から補助対象）、3歳児、4歳児、5歳児の保護者で裏面の「補助金基準額一覧」に記載の基準に該当する方。

### (2) 計算方法

○今年度入園料が発生している場合

裏面基準額 × (保育料の支払い月数 + 3) ÷ 15 (百円未満四捨五入)

○今年度入園料が発生していない場合

裏面基準額 × (保育料の支払い月数) ÷ 12 (百円未満四捨五入)

※支給金額が、今年度幼稚園へ実際にお支払い予定の入園料・保育料（バス代・給食費等の実費を除く）の総額を超えることはありません。

### (3) 補助基準額の審査基準

○父母のみ市民税が課税されている世帯の場合

⇒父母に課せられる税額を合算します。

○父母は非課税であるが、父母以外に市民税が課税されている方がいる場合

⇒園児を税法上の扶養対象者にしている方（祖父母等）がいる場合は、その方の課税額を父母の課税額に合算します。

※今年度は、令和元年度（平成30年中）の市民税所得割額に応じて決定します。

※本補助金は、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等（例：ふるさと納税）を引く前の市民税所得割額で算定します。

### (4) 申込み手続き【※幼稚園を通じて行います】

幼稚園から配布される『保育料等減免措置に関する調書（様式第2号）』に必要事項を記入し、押印（シャチハタ印不可）のうえ、各幼稚園の指定する期日までに提出してください。ただし、令和元年12月末以降の申請については受理できない場合もありますので、ご注意ください。

### (5) 課税証明書等の添付について

○添付が不要な方：平成31年1月1日現在、行橋市に住所を有していた方

○添付が必要な方：平成31年1月1日現在、行橋市外に住所を有していた方

※請求先は平成31年1月1日現在、住所を有していた市区町村

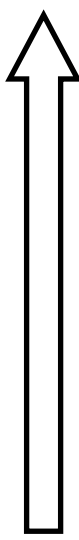
※平成31年1月1日現在、国外に住所を有していた方は、職場での給与支払証明書等の添付が必要です。

### (6) 支給方法

○年1回、幼稚園から支給されます。（例年は2月ですが、今年度は未定）

○支給金額が発生しない保護者の方へは、幼稚園を通じて審査結果に関する書類を配布します。

## 補助金基準額一覧 (年額)

区分	世帯の状況	多子計算	補助金額		多子軽減の範囲
			基準額	ひとり親世帯等 (※注)	
①	生活保護世帯	第1子	308,000円	基準額と同額	 (生計を一つにするものに限る) 兄弟の年齢制限なし
		第2子	308,000円	基準額と同額	
		第3子	308,000円	基準額と同額	
②	市民税非課税世帯	第1子	272,000円	308,000円	
		第2子	308,000円	308,000円	
		第3子	308,000円	308,000円	
③	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)世帯	第1子	272,000円	308,000円	
		第2子	308,000円	308,000円	
		第3子	308,000円	308,000円	
④	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	第1子	187,200円	272,000円	
		第2子	247,000円	308,000円	
		第3子	308,000円	308,000円	
⑤	市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	第1子	62,200円	基準額と同額	 小学3年生以下の兄弟
		第2子	185,000円	基準額と同額	
		第3子	308,000円	基準額と同額	
⑥	上記区分以外の世帯	第1子	0円	基準額と同額	
		第2子	154,000円	基準額と同額	
		第3子	308,000円	基準額と同額	

### 【第1子、第2子、第3子の数え方】

○上記「補助金基準額一覧」①～④区分の場合

兄弟の年齢制限なしに、最年長のお子様から順に1番目を第1子、2番目を第2子、3番目を第3子とカウントします。

○上記「補助金基準額一覧」⑤～⑥区分の場合

小学3年生以下の兄弟の範囲内で、最年長のお子様から順に1番目を第1子、2番目を第2子、3番目を第3子とカウントします。

(※注) ひとり親世帯等について

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、そのほかの世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)を示します。

(問い合わせ先)  
 行橋市福祉部子ども支援課  
 子ども未来係  
 TEL : 0930-25-1111 (内線 1186)